

令和7年5月30日

給付金の誤支給について

令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金について、誤支給があったことが判明しました。関係者様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 概要

令和6年度住民税非課税世帯に対する生活支援給付金について、支給対象外である住民税課税世帯に対して誤って本給付金を支給したものです。

2. 経緯

令和7年4月4日(金)、本給付金の支給事務を行うなかで、住民登録外課税者が支給対象者に含まれていることが判明。支給実績を確認したところ、一部世帯に対して支給済であることが判明。

※支給対象外の9世帯に確認書を誤って送付したことも判明(未支給)。

3. 発生原因

支給対象者の抽出過程で、住民登録外課税者を除く作業において確認が不十分であったことにより生じたものです。

4. 誤支給世帯数および金額

5世帯 合計 150,000 円

5. 今後の対応

誤支給となった世帯の皆様についてはお詫びし、経緯の説明を行った上で、誤支給した本給付金の返還の依頼を行います。また、確認書を誤って送付した世帯につきましては、文書によりお詫びし、経緯および本給付金は支給されない旨の説明を行います。

今後同様の給付金事業を行う際には、対象者の抽出にあたり細心の注意を払うとともに、確認体制を強化し、ヒューマンエラー防止の観点から、システムによる処理について事業者と協議を行い、再発防止に努めてまいります。

問合せ先
健康福祉部生活相談課
電話：047-489-5302